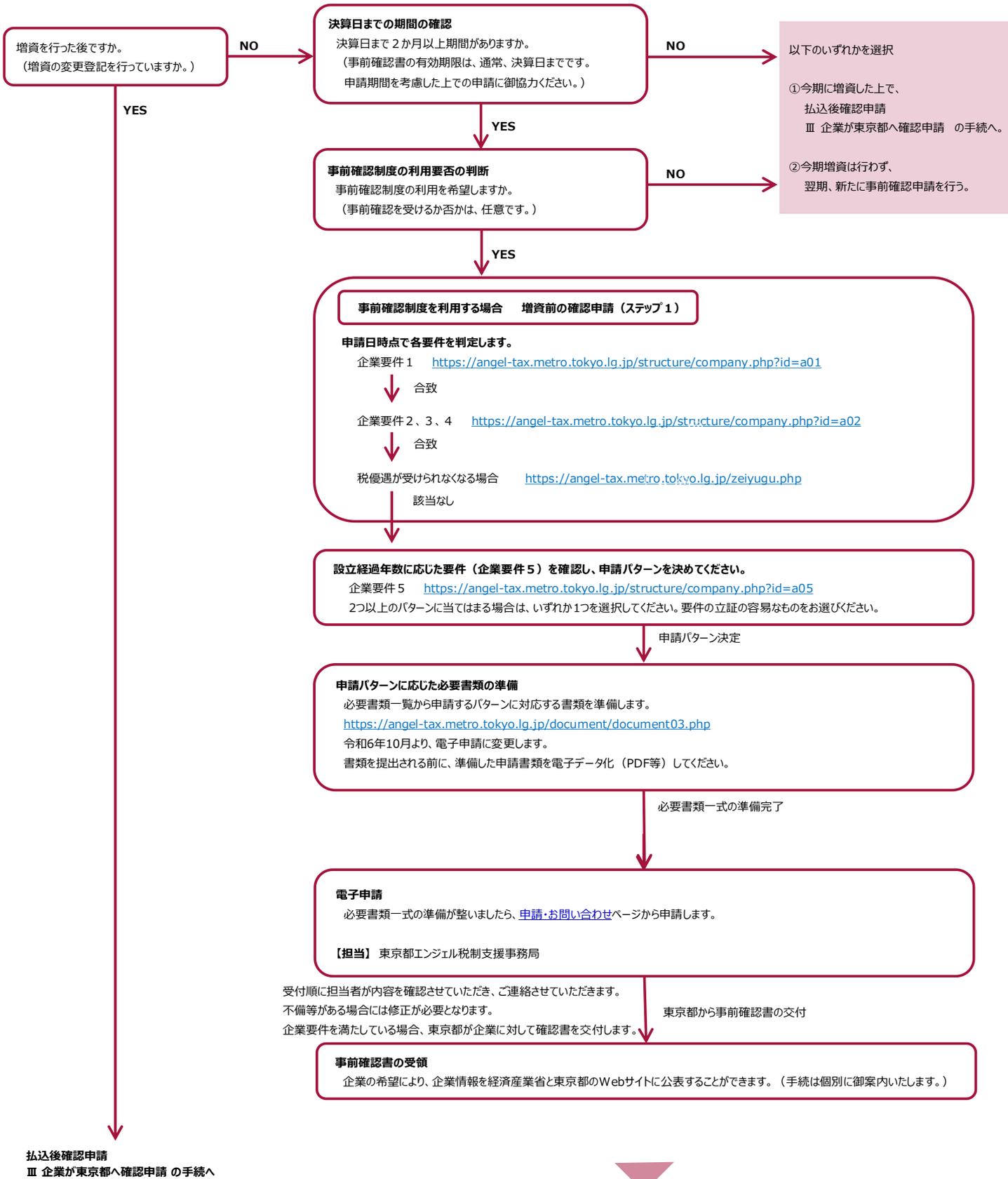


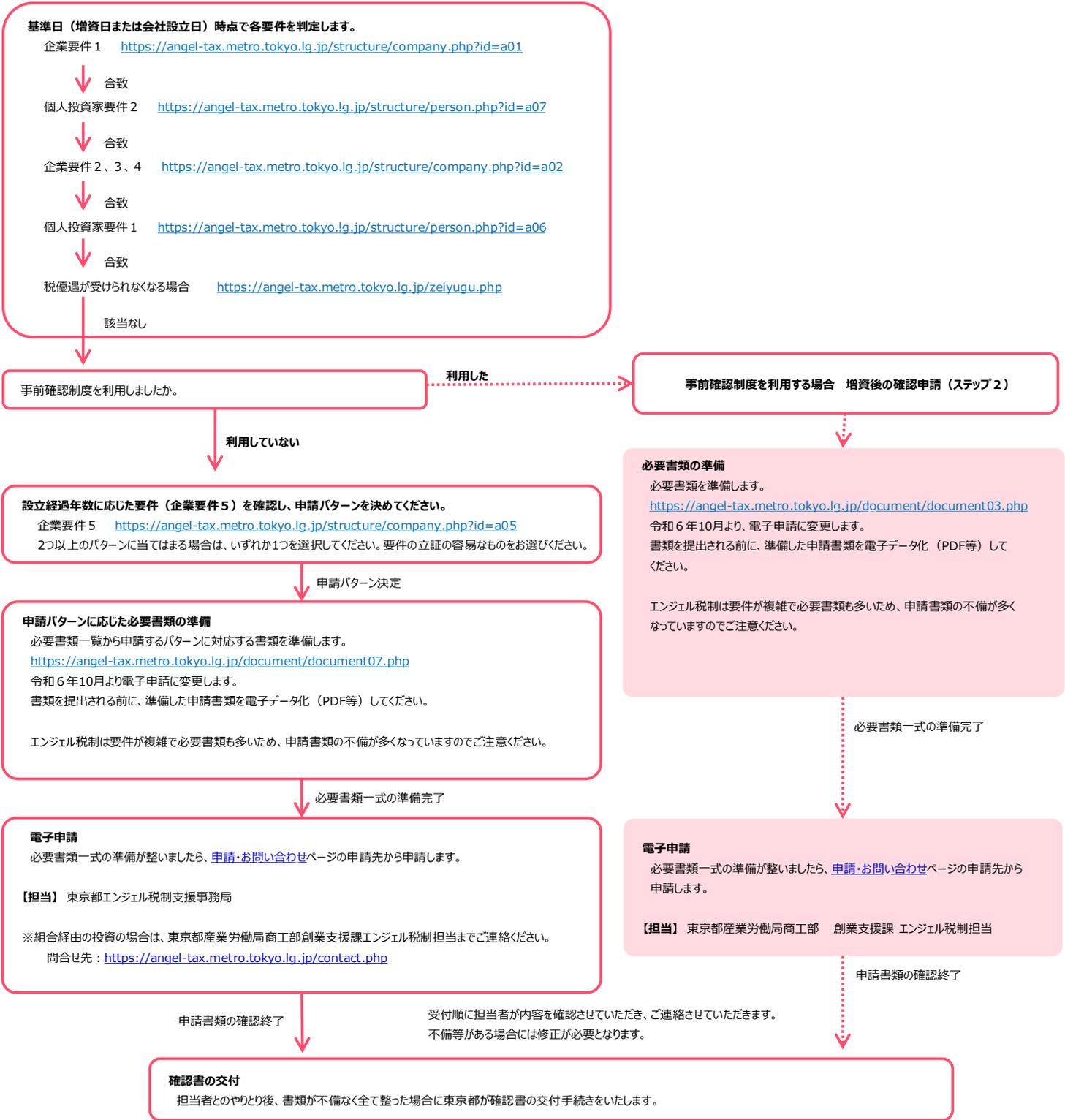
I 企業が東京都へ事前確認申請（任意）

企業は個人投資家から投資を受ける前に、基準日（確認申請日）において**企業要件**を満たすことの事前確認を東京都に申請します。



III 企業が東京都へ確認申請

企業は個人投資家から投資を受けた後に、基準日（通常、払込期日）において**企業要件**、**個人投資家要件**を満たすことの確認を東京都に申請します。



IV 東京都から確認書の交付

基準日において要件をすべて満たしている場合、東京都が企業に対して確認書を交付します。



企業が作成する書類

- ・「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」
- ・「株式異動状況明細書」

<https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/document/document05.php>

東京都から受領した確認書と作成した書類を個人投資家に渡します。

V 税務署へ確定申告

株式取得時の優遇措置は、企業に投資をした年の確定申告が対象です。(例年、翌年3月15日申告期限)
税優遇の内容 (<https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/zeiyugaku.php>) で取得時の優遇措置、売却時の優遇措置の内容を確認できます。

